

## 試行雇用奨励金申請書の作成と手続きⅡ

- 【問 4】 問3で採用した従業員の服部亮一さんが、トライアル雇用期間中である平成24年11月9日をもって退職する旨の退職願を11月1日に社長に提出し、常用雇用に移行せずに離職してしまいました。そこで、社長の鎌田知子さんは、顧問契約をしている社会保険労務士の四谷幸子さんに、助成金に関する手続きを依頼することとなりました。「トライアル雇用結果報告書兼試行雇用奨励金支給申請書」を作成してください。トライアル雇用実施計画書では、問3の通りトライアル雇用期間を平成24年9月1日から平成24年11月30日とします。11月9日に退職した場合の11月分の試行雇用奨励金の受給金額の計算式を書き、金額を出してください。
- 作成に必要な書類は p. 15～16、計算式と金額は p. 17 に解答してください。